

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

設問1

1. Xは、本件書面に記載された理由では、Xの営業停止期間が18日間である理由が分からないとし、行手法14条1項に違反すると主張することと考える。

5 2. 行手法14条1項の趣旨は、行政庁に対する恣意抑制及び、名宛人に不服申立ての便宜を与えることにあり、理由提示の程度としては、いかなる事実関係に基づいて、いかなる法規をどのよう^に適用し処分がなされたのか、さらに、処分基準がある場合にはその適用関係についても、処分の名宛人が記載された自体から知しうるものでなければなら
10 ないと解する。

3. 本件書面からは、XがZ市内の小学校に提供した給食用副食を原因とする集団食中毒を発生させたという事実^がに基づき、食品衛生法(以下「法」とする)6条に該当し、60条1項を適用し、営業停止処分がなされたことと分かる。しかし、この記載からは、営業停止期間が18日間である理由が分からない。営業停止日数については、本件要綱に記載されて
15 いるが、本件書面には本件要綱について触れられていない。仮に本件要綱について書かれていたとしても、そこには「食中毒患者が500人以上の場合の停止日数は15日」と定められているにすぎず、本件要綱をどのように適用した結果、停止日数が18日間になったのかまでは知
20 らない。

4. 以上より、単に根拠規定を示すだけでは、停止期間が18日間とされた理由が本件書面から知れず、理由の提示に不備があり、行手法14条1項に違反すると考える。

設問2

25 1. ~~Xは設問の主張をするため、~~Xは、飲食店の営業停止処分という不利益処分の処分基準について定めた本件要綱に従えば、本件における営業停止期間は15日間となるべき

① 叙OK

② 趣旨OK

③ 趣旨あり
理由提示の程度の
規範的等価性の説明
がよりよい。

④ H28年判決の
判断基準を挙げている
Good

⑤ 本件要綱よりも事案に
応じた理由の提示が
なされている点で問題
なくGood。

問題設定に
適応できている
です。

1 ページ
裏面へ

であるのに、実際Aは18日間 どの処分を下したことは、裁量基準
も逸脱した裁量処分であり、裁量権の逸脱・濫用にあたる、と
主張すること考えらる。

5 法60条1項は、語尾に「である」という文言があることから、同条の処
分とするかどうか、どのような処分とするかについて、都道府県知事
に裁量が認められている。もっとも、裁量基準が設けられているのに、
これを考慮しないうちに 裁量権の逸脱・濫用に当たる~~処分~~と
いう。

10 2. Xの主張に対し、^甲裁は、本件要綱は行政の内部基準~~である~~たる
行政規則であり、国民に対し、直接法的拘束力を有するもので
はない。そのため、本件要綱は 処分基準 ~~ではなく~~、裁量基準
ではなく、本件要綱に反する処分をしても、当然に ~~違法~~と
はならない、と反論すること考えらる。

15 3. ~~裁~~の反論に対し、Xは、本件要綱は内部基準たる行政規則で
あるとしても、公表されていることから、その内容を信頼した者の
信頼を保護すべきであるし、要綱の取扱いも公正、公平なもの
~~である~~であるべきだと再反論すること考えらる。

20 さらに、村食中毒の患者数は1000人を超え、本件要綱の想定
していた人数より2倍以上となっているが、本件要綱には
「500人以上は「15日」と明記し、公にされていたことから、Xは万
一処分を受けたとしても15日間であると信頼していたといえ、18日間に
加重することは行政の裁量の逸脱・濫用にあたる~~処分~~。
と主張できる。

設問3

25 本件処分による営業 ~~停止~~ 停止期間が終了した場合、本件
訴訟で処分の取消しが認められたとしても、既に ~~処分~~ の効果
過ぎた ~~停止~~ 停止期間には直接判決の効果が及ぶことはない
ため、訴訟の利益は失われているとも思われる。しかし、
本件要綱 ^(行政手続法) によると、営業停止処分を受けて、1年以内に再度
30 同様の違反をしたときには、営業の禁止又は許可の取消しが

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

裁量基準による処分の
逸脱・濫用の判断基準を
検討させてあり Good!

行政保護・平等原則
の観点から検討
できてあり Good!

裁量基準に
Good

双管→よてはめ
順に尋ねよう(ほい)
裁量基準の
双管を尋ねよう

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

はされる。Xは、本件営業停止処分がなされたことにより、要綱②の処分を工れるおそれのある地位に置かれたとして、営業停止期間が経過しても、処分から十年間は本件営業停止処分の影響下にあり、当該処分を取り消すことにより回復がなされているのであり、本件営業停止処分を取り消せば、このような地位から解放されるという利益があるといえる。したがって、営業停止期間が経過してもなお当該処分から一年間は、それを取り消すことにより回復すべき法律上の利益があるとして、訴えの利益(行政法9条1項か。二書)があるとて、訴えの利益が認められると主張できる。

以上
TTA

叙付

3 ページ

裏面へ